

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 6月 1日～ 2030年 5月 31日までの 4年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。  
男性社員・・・取得率 80%以上  
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、  
取得率 100%を維持

<対策>

- 2026年 6月～ 育児休業給付金制度・社会保険免除制度等をわかりやすくまとめた資料作成
- 2026年度中～ 該当者へ資料の配布・制度の説明、相談窓口の周知

目標2：全職員の時間外労働時間の計画期間内の平均が毎月 20 時間未満とする。

<対策>

- 2026年 6月～ 各部署の残業発生原因（業務内容・時間帯）を調査・分析
- 2027年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施
  - 2027年 10月～ 定期的に部署ごとの状況を確認し、改善が進まない部署へのフォローアップを行う

目標3：子の就学前までのライフステージにいる職員が安心して仕事をするために相談窓口を設置し、育児関連制度について適切な情報を提供する

<対策>

- 2026年 6月～ 子育てとの両立での心配事についての聞き取り
- 2027年 1月～ 相談窓口の設置・案内資料作成
- 2027年 5月～ 該当者への定期的な情報共有